

労働保険

**継続事業一括申請の
手引き**

（労働保険事務組合）



埼玉労働局

継続事業の一括とは？

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則です。そのため、一つの会社でも支店や営業所等ごとに複数の保険関係が成立し、それぞれの事業について成立届の提出と労働保険料の申告が必要となりますが、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす継続事業であれば、同一会社の支店や営業所等の労働保険料を一つの事業でまとめて申告納付をすることができます。これを継続事業の一括といいます。

※ 被一括事業に所属する労働者が労災保険の請求等をする場合はそれぞれの事務組合を管轄する労働基準監督署へ行きます。

継続事業の一括の要件

- 継続事業であること
- 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること
(事業主が法人の場合は同一法人の支店、営業所等に限る)
- それぞれの事業が『労災保険率表』による「事業の種類」が同じであること
- 保険関係区分^{*1} が同一であること

***1** それぞれの事業が次のいずれか 1 つのみに該当するものであること

1. 一元適用事業であって労災保険および雇用保険の両保険が成立しているもの
2. 二元適用事業のうち労災保険が成立している事業
3. 二元適用事業のうち雇用保険が成立している事業

※ 一元適用事業とは労災保険と雇用保険をまとめて 1 つの労働保険番号で成立する事業

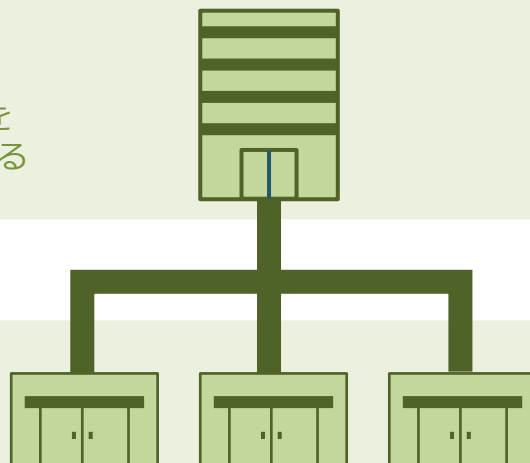
※ 二元適用事業とは労災保険と雇用保険を別々の労働保険番号で成立する事業
(二元適用事業は都道府県および市町村の行う事業・建設業・農林水産業等)

指定事業

指定事業として労働保険料を
一括して申告することができる

被一括事業

指定事業に付随する事業
(支店や営業所等)



支店や営業所等を新設したら……

被一括事業の保険関係成立届を提出する

(すでに、労働保険番号がある場合は成立届の提出は不要)



継続事業一括認可の申請をする



認可後

被一括事業が個別加入の
場合

被一括事業の精算をする

確定保険料申告書

被一括事業を管轄する労働基準監督署
(または公共職業安定所) へ提出

被一括事業が事務組合加入
の場合

被一括事業の精算をする

確定保険料申告書

年度更新時に事務組合を管轄する
埼玉労働局へ提出

目 次

支店や営業所等を新設したら①	4
支店や営業所等を新設したら②	5
支店や営業所等を廃止・閉鎖したら	6
支店や営業所等の名称・所在地を変更したら	7
指定事業が移転したら	8
合併等で会社Aが会社Bを吸収した場合	9
個別加入から事務組合加入へ変更した場合	10
指定事業と被一括事業が入れ替わる場合	11
継続一括認可状況の照会方法	12

支店や営業所等を新設したら…… ①

被一括事業の保険関係成立届を提出する



「保険関係成立届(様式第1号)」を記入する。



事務組合管轄の公共職業安定所（または労働基準監督署）に提出する。

※ 窓口で継続事業一括申請をする予定である旨を明記します。

※ すでに労働保険番号がある場合は、成立届の提出は不要です。

[illegible]

被一括事業の住所・
名称を記入

※ 指定事業の住所・名称を記入しないこと
※ 名称は会社名から記入(支店名・営業所名のみ)の記載は不可)

被一括事業の保険関係
の成立年月日を記入

継続一括申請を
する予定である
ことを明記

指定事業
11-3-01-900000-001に一括予定

事業主氏名（法人のときはその名称及び代表者の氏名）
埼玉労働株式会社
代表取締役 労働 太郎

被一括事業の
所在地・名称
を記入

被一括事業の
事業内容を具
体的に記入

被一括事業の
保険関係の成
立年月日を記
入

被一括事業の
労働者の中で
雇用保険被保
険者の人数を
記入

事務組合のご署名欄になります。

■被一括事業の
労働者数を記入

法人番号を記入

支店や営業所等を新設したら…… ②

継続事業一括認可の申請をする

✓ 「継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)」を記入する。

✓ 事務組合管轄の公共職業安定所（または労働基準監督署）に提出する。

※ 指定事業の労働保険番号に対して初めて申請する場合は「新規」、2回目以降は「認可の追加」となります。

式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

種別	※修正項目番号	① 下記のとおり継続事業の一括に係る	新規認可の追加
31640			
指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業			
③ 労働保険番号	④ 所在地	⑤ 名称	⑥ 申請年月日(元号:令和は9)
113019000000-001	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	埼玉労働株式会社	9-07-04-16
⑦ 労働保険番号	⑧ 所在地	⑨ 名称	⑩ 申請コード
113019000000-002	川口市川口2-10-2	埼玉労働株式会社 川口支店	332-0015
⑪ 労働保険番号	⑫ 所在地	⑬ 名称	⑭ 申請コード
⑮ 労働保険番号	⑯ 所在地	⑰ 名称	⑱ 申請コード
⑲ 労働保険番号	⑳ 所在地	㉑ 名称	㉒ 申請コード

該当するものに
○印

指定事業の労働保
険番号・所在地・
名称等を記入

被一括事業の労働
保険番号を記入

被一括事業の所在地・名称を記入
※ 名称は会社名から記入
(支店名・営業所名のための記載は不可)

該当するものに
○印

埼玉労働局長 殿

事業主

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(3.3)



支店や営業所等を廃止・閉鎖したら

被一括事業の取消の申請をする



「継続事業一括認可・追加・取消申請書(様式第5号)」を記入する。



事務組合管轄の公共職業安定所（または労働基準監督署）に提出する。

式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

種別 31640	※修正項目番号 □□	① 下記のとおり継続事業の一括に係る { 新規 認可の追加		認可の取消
③ 労働保険番号 11301900000-001	④ 所在地 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	⑤ 名称 埼玉労働株式会社	⑥ 申請年月日(元号:令和は9) 9-07-04-01	⑦ 郵便番号 330-6016
		⑧ 事業の種類 小売業	⑨ 電話番号 048-600-6203	

「認可の取消」
に○印

指定事業の労働
保険番号・所在
地・名称等を記入

⑧ 労働保険番号 11301900000-013	⑨ 所在地 春日部市南3-10-13	⑩ 名称 埼玉労働株式会社 春日部支店	⑪ 申請コード □□	⑫ 管轄(2) □□	⑬ 整理番号 0006
-----------------------------	-----------------------	------------------------	---------------	---------------	----------------

被一括事業の整
理番号を記入
※ 整理番号は認可
通知書または継
続一括リスト
(P.12)により確
認する

⑧ 労働保険番号 □□□□□□□□□□-□□	⑨ 所在地 □□□□□□□□□□	⑩ 名称 □□□□□□□□□□	⑪ 申請コード □□	⑫ 管轄(2) □□	⑬ 整理番号 □□□□
---------------------------	---------------------	--------------------	---------------	---------------	----------------

⑧ 労働保険番号 □□□□□□□□□□-□□	⑨ 所在地 □□□□□□□□□□	⑩ 名称 □□□□□□□□□□	⑪ 申請コード □□	⑫ 管轄(2) □□	⑬ 整理番号 □□□□
---------------------------	---------------------	--------------------	---------------	---------------	----------------

⑧ 労働保険番号 □□□□□□□□□□-□□	⑨ 所在地 □□□□□□□□□□	⑩ 名称 □□□□□□□□□□	⑪ 申請コード □□	⑫ 管轄(2) □□	⑬ 整理番号 □□□□
---------------------------	---------------------	--------------------	---------------	---------------	----------------

※認可・取消年月日(元号:令和は9)
元号: □ - □ - □ - □ (項23)
※修正項目
□□□□□□□□□□

※データ指示コード
□□
1. 新規申請
2. 追加の申請
3. 認可の取消

「4」に○印

埼玉労働局長 殿

事業主

さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(3.5)



支店や営業所等の名称・所在地を変更したら

被一括事業の名称・所在地変更届の提出をする

- ✓ 「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届 (様式第5号の2)」を記入する。
- ✓ 事務組合管轄の公共職業安定所（または労働基準監督署）に提出する。

様式第5号の2（第10条関係）

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

①労働保険番号 31642

②労働保険番号 11301900000-001

③所在地 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

④電話番号 330-6016
048-600-6203

⑤事業種別 小売業

⑥被一括事業の4ケタの整理番号 0005

⑦所在地（カネ） 360-0856 クマカヤシ

⑧所在地（カネ） 5-95

⑨所在地（カネ） 熊谷市

⑩所在地（カネ） 別府

⑪所在地（カネ） 5-95

⑫事業主 埼玉労働株式会社

⑬事業主 熊谷北支店

⑭事業主 熊谷市箱田5-6-2

⑮事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

⑯事業主 360-0014

⑰事業主 048-522-5656

⑱事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

⑲事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

⑳事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉑事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉒事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉓事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉔事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉕事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉖事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉗事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉘事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉙事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉚事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉛事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉜事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉝事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉞事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㉟事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊱事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊲事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊳事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊴事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊵事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊶事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊷事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊸事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊹事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊺事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊻事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊼事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊽事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊾事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

㊿事業主 埼玉労働株式会社 熊谷支店

埼玉労働局長 殿

事業主 さいたま市中央区新都心11-2
住所 ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

該当するものに○印

指定事業の労働保険番号・
所在地・名称等を記入

被一括事業の4ケタの整理番
号を記入

※ 一括認可待ち等で整理番号が不
明の場合、整理番号が通知され
た後に提出する

変更箇所のみ記入

※ 名称は会社名から記入する
(支店名・営業所名のみの記載は不可)
※ 変更しない箇所は記入不要

「2」に○印

変更前の被一括事業の名称・所在地を記入

※ 認可通知書、継続一括リスト等で登録されている変更前の所在地・名称
を記入する
※ 必ず変更前の所在地と名称を両方とも記入すること



指定事業が移転したら

指定事業の名称、所在地等変更届の提出をする

被一括事業はそのまま引き継がれますので、再度、継続事業一括認可の申請をやりなおす必要はありません。



「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を記入する。



事務組合管轄の公共職業安定所（または労働基準監督署）に提出する。

様式第2号（第5条関係）

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり基本事項に変更がある場合は記入する

労働保険番号 31604

労働保険番号 11101900000-001

変更前の事業主住所（〒） 330-6016 サイタマシ

変更前の事業主住所（〒） 11-2

変更前の事業主住所（〒） ラント・アクシスタワー15カイ

変更後の事業主住所（〒） さいたま市

変更後の事業主住所（〒） 中央区新都心

変更後の事業主住所（〒） 11-2 ランド・アクシス・

変更後の事業主住所（〒） タワー15F

変更後の事業主住所（〒） 048 - 600 - 6203

変更後の事業主住所（〒） 9 - 3 - 12 - 1

変更理由 移転のため

変更日 9 - 3 - 12 - 1

事業主 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

住所 厚生労働株式会社
代表取締役 労働 太郎

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

指定事業の労働保険番号を記入

変更前の指定事業の所在地を記入

変更後の指定事業の所在地を記入

変更理由を記入

変更日を記入

会社名も変更になった場合は、変更前、変更後の名称・氏名（カナ、漢字）もご記入ください。

また、あわせて被一括事業場の会社名も変更が必要のため、「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出する必要があります（P.7参照）。

Case1

合併等で会社Aが会社Bを吸収した場合

吸収された会社Bを、すべて会社Aに一括することができます
(ただし、「労災保険料率表」の「事業の種類」が同じであること)。



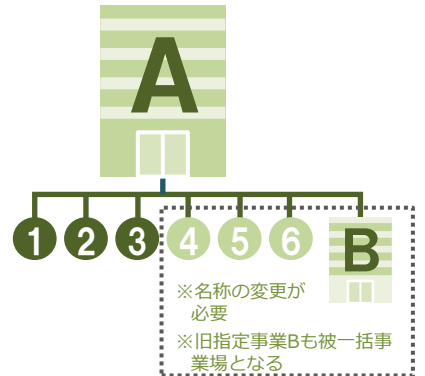
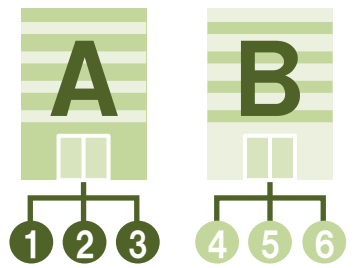
「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。



事務組合管轄の公共職業安定所(または労働基準監督署)に提出する。

※ 合併の事実が確認できる登記簿謄本又は合併契約書の写し等を添付してください。

※ 右図④～⑥の被一括事業場の会社名の変更が必要となるため、一括認可の通知の到着後に「継続被一括事業名称・所在地変更届」を提出します(P.7参照)。



様式第5号の2(第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

労働保険番号 31642

事業場番号 113019000000-010

所在地 さいたま市大宮区大成町1-525
B 株式会社(被吸収会社)

電話番号 330-0852 048-667-8609

事業の種類 小売業

労働保険料率表 10

記入不要

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
A 株式会社

労働保険番号 113019000000-001

電話番号 330-6016 048-600-6203

住所 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
A 株式会社
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

埼玉 労働局長 殿

「指定事業の変更」に○印

(吸収される)会社Bの労働保険番号・名称・所在地等を記入

指定事業と被一括事業の合計人数をご記入ください

吸収された会社Bの労働保険番号は廃止となるので、保険料の精算が必要です。

「7」に○印

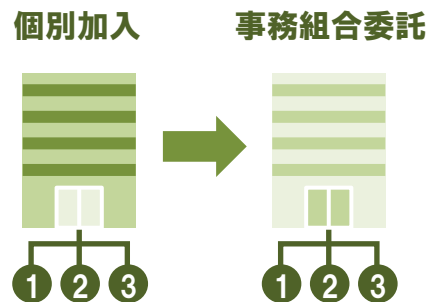
(吸収する)会社Aの名称・所在地等を記入

(吸収する)会社Aの労働保険番号を記入

Case2 個別加入から事務組合加入へ変更した場合

個別の被一括事業を、事務組合加入の労働保険番号に引き継ぐことができます。事務組合加入の労働保険の成立手続きをおこなった後、以下の手続きをします。

- ✓ 「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。
- ✓ 事務組合管轄の公共職業安定所に提出する。
※末尾6は変更できません。



様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

指定事業番号 31642

労働保険番号 11101100000-000

所在地 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

電話番号 330-6016
048-600-6203

事業種別 小売業

指定事業と被一括事業の合計人数 10

記入不要

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

電話番号 330-6016
048-600-6203

労働保険番号 11301900000-001

事業主 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F
埼玉労働株式会社
氏名代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

「指定事業の変更」に○印

変更前の指定事業の労働保険番号・名称・所在地等を記入

指定事業と被一括事業の合計人数をご記入ください

「9」に○印

新たに指定事業となる変更後の指定事業の名称・所在地等および労働保険番号(事務組合加入)を記入

Case3

指定事業と被一括事業を入れ替える場合 (同一管轄内の入れ替えに限る)

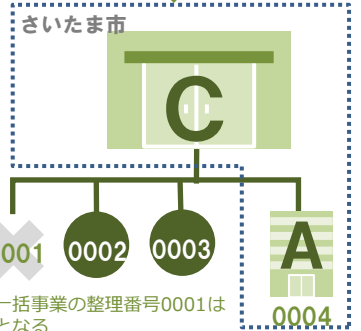
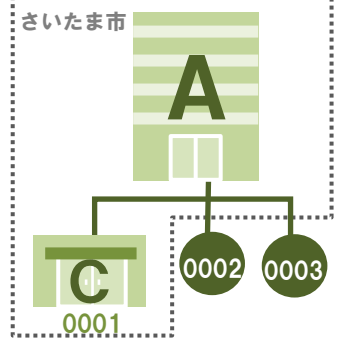


「継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届(様式第5号の2)」を記入する。



事務組合管轄の公共職業安定所(または労働基準監督署)に提出する。

※ 埼玉労働局の管轄区域についてはP.13をご参照ください。



様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険
継続事業一括変更申請書／継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

労働保険番号 31642

労働保険番号 11301900000-004

所在地 さいたま市大宮区大成町1-525
埼玉労働株式会社 A 営業所

電話番号 330-0852
048-667-8609

事業の種類 小売業

労働保険番号 10

記入不要

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

電話番号 330-6016
048-600-6203

労働保険番号 0001

さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15F

住所 埼玉労働株式会社
代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

埼玉労働局長 殿

「指定事業の変更」に○印

旧指定事業Aの労働保険番号・
名称・所在地等を記入

指定事業と被一括事業の合計人数
をご記入ください

「6」に○印

新たに指定事業となるCの
4ケタの整理番号を記入

新たに指定事業となるCの名称・所在地等を記入

継続一括認可状況の照会方法

認可状況を一覧表で確認することができます。



「労働保険継続事業一括認可等確認照会票」を記入する。

※ P.14の様式をコピーして使用できます。

※ 埼玉労働局ホームページ（労働保険関係）からダウンロードも可能です。



埼玉労働局労働保険徴収課に郵送する。

※ FAXや電話による照会依頼はお受けしておりません。

※ **必ず返信用封筒(切手貼付)**を同封してください。

※任意様式（埼玉局用）

照会年月日： 7 年 4 月 1 日

埼玉労働局長 殿

提出日または発送
日を記入

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 照会理由

認可通知書を紛失したため

照会することと
なった理由を記入

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号	11	3	01	900000	001
所在地	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F				
名称	埼玉労働株式会社				

指定事業の所在
地・名称・労働
保険番号を記入

3 照会内容

指定事業に一括されている被一括事業を照会

事務組合の所在
地・名称・代表者
名を記入

4 事務組合署名

事務組合

所在地	さいたま市中央区新都心11-2
名称	埼玉局労働保険事務組合
代表者名	労働 太郎
担当者名	労働 次郎
電話番号	(048 — 600 — 6203 番)

※ 照会については、埼玉労働局労働保険徴収課あてに郵送（切手貼付返信用封筒を同封）又は窓口直接依頼してください。

埼玉労働局の管轄区域

川 口	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901 (048-251-3664)	川口市 蕨市 戸田市
熊 谷	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656 (048-524-5690)	熊谷市 深谷市 寄居町
本庄出張所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448 (0495-21-4924)	本庄市 上里町 美里町 神川町
大 宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609 (048-651-0331)	さいたま市(のうち西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区) 鴻巣市(旧吹上町、旧川里町を除く) 上尾市 桶川市 北本市 蓮田市 伊奈町
川 越	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1F	049-242-0197 (049-246-2754)	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市
東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240 (0493-23-6272)	東松山市 小川町 嵐山町 川島町 吉見町 滑川町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村
浦 和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461 (048-829-2984)	さいたま市(のうち中央区・桜区・浦和区・南区・緑区)
所 沢	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1・2F	04-2992-8609 (04-2992-2444)	所沢市 入間市(仏子、野田、新光を除く) 狭山市 三芳町
飯能出張所	〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F	042-974-2345 (042-973-7318)	飯能市 入間市(のうち仏子、野田、新光) 日高市 毛呂山町 越生町
秩 父	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215 (0494-24-6898)	秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町 横瀬町
春 日 部	〒344-0036 移転前(令和7年6月8日まで) 春日部市下大増新田6 1-3	048-736-7611 (048-737-5232)	春日部市 久喜市 幸手市 白岡市 杉戸町 宮代町
	〒344-0062 移転後(令和7年6月9日から) 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3F	ホームページにて ご確認ください	
行 田	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151 (048-556-1309)	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市(のうち旧吹上町、旧川里町)
草 加	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111 (048-931-6615)	草加市 三郷市 八潮市
朝 霞	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233 (048-464-3012)	朝霞市 志木市 和光市 新座市
越 谷	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609 (048-969-8610)	越谷市 吉川市 松伏町

※ 二元適用事業の労災保険(末尾6)における書類提出先は事務組合管轄の労働基準監督署になります。

照会年月日： 年 月 日

埼玉労働局長 殿

労働保険継続事業一括認可等確認照会票

1 照会理由

2 指定を受けている事業

	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
所在地					
名称					

3 照会内容

指定事業に一括されている被一括事業を照会

4 事務組合署名

事務組合

所在地 _____

名称 _____

代表者名 _____

担当者名

電話番号（ ー ー 番）

※ 照会については、埼玉労働局労働保険徴収課あてに郵送（切手貼付返信用封筒を同封）又は窓口 directly 依頼してください。

埼玉労働局
総務部 労働保険徴収課

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー15階
TEL 048-600-6203
FAX 048-600-6223

記入例は見本であり、実際に記入する内容とは異なりますのでご注意ください。